各自治体首長 様

自治労連埼玉県本部 中央執行委員長 西口 哲之

新型コロナウイルスの感染症法 5 類への移行に関わる申し入れ

日ごろの住民福祉向上をめざしたご活躍に敬意を表します。

さて、新型コロナの感染症法上の位置付けが 5 月 8 日をもって季節性インフルエンザと同じ 5 類に変更されることに伴い、4 月 21 日、総務省から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について」(事務連絡)が発出され、従前の総務省通知による「感染防止に向けた職場における対応」「特別休暇(出勤困難休暇)の取扱い」「ワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い」等を廃止するとしています。

しかし5類への移行によっても新型コロナの病原性・感染力が弱まるわけではなく、むしろ感染者は再び拡大傾向にあるのが現状です。

ついては、労働者の安全衛生対策に責任を果たしつつ自治体業務を安定的に 遂行するため、下記事項について申し入れます。

記

1. 自治体独自の対応方針の確立について

5類移行後の対応について、単に「国の方針が出たのでこれに従う」というのでなく、地域の感染状況や国とは異なる自治体職場・職種に特有の事情を鑑み、地方自治の立場から自治体として独自に今後のコロナ対応に対する基本的な考え方、方針を示してください(総務省事務連絡はあくまで「参考としてください」との位置づけです)。

2. 慎重な対応が求められることについて

コロナ感染は終息どころか再び拡大の様相を呈しており、5類移行の5月8日を境とした対応変更にこだわらず、今後も感染状況動向等を注視した慎重な対応をしてください。

- 3. 具体的な感染防止対策について
- (1) 感染防止対策に万全を期してください。自治体の職場・職員の状況は多様です。だからこそ、「各課まかせ」でも「一律押しつけ」でもなく、それぞれの職場における話し合いと合意を基本に、対応策を決めて、周知して

ください。

- (2)マスクの着用については、単に「個人の判断を尊重」とするだけでなく、職場ごとの様々な事情(高齢者・子どもが多いか、それらの方々と直接接するか、来庁者対応が頻繁かどうか、保育ではマスクなしで表情をよく見る・見せることも重要なこと等)、また職員個人の事情(本人・同居者の病後・病弱や妊娠中等)がありますので、あらためて当局として基本となる考え方を各部署に示してください。
- (3)「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合(本人・家族感染、 濃厚接触者、家族の看護・監護、ワクチン接種等)に認めてきた有給の特 別休暇については、5類移行後も継続して取得可能としてください。

特に、病気休暇が無給の会計年度任用職員など非正規職員は、無理して出勤し、職場でまん延するような事態を避けるためにも、年次有給休暇以外での有給による休暇取得を可能にしてください。

(4) 感染時の重症化リスクのある「高年齢職員」「基礎疾患がある職員」「免疫抑制状態にある職員」に対して、引き続き、特段の安全衛生上の健康管理措置を講じてください。

以上